

吸収分割に関する事後開示書類

2024年6月3日

株式会社ディー・エヌ・エー

株式会社Coopel

2024年6月3日

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社ディー・エヌ・エー
代表取締役社長 岡村 信悟

東京都品川区西五反田8-1-10
ヒキタカ五反田ビル3F
株式会社C o o p e l
代表取締役 橋本 久茂

吸収分割に関する事後開示書面

株式会社ディー・エヌ・エー（以下「DeNA」といいます。）及び株式会社C o o p e l（以下「C o o p e l社」といいます。）は、DeNAとC o o p e l社との間で締結した2024年4月8日付吸収分割契約（以下「本件契約」といいます。）に基づき、DeNAを吸収分割会社、C o o p e l社を吸収分割承継会社とし、2024年6月3日を効力発生日として、DeNAが「Coopel」の名称で運営するRPA事業に関する権利義務をC o o p e l社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号並びに会社法第801条第2項及び会社法施行規則第201条各号に規定する事後開示事項は以下に記載のとおりです。

なお、本件分割は、DeNAにおいては会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割となります。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号及び第201条第1号）
2024年6月3日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求にかかる手続の経過（吸収分割をやめることの請求）
本件分割は、DeNAにおいては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割で

あることから、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本件分割は、DeNA においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第 785 条第 1 項第 2 号に基づき、同法第 785 条の規定による手続を行っていません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

DeNA は、会社法 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため同条の規定による手続は行っていません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

DeNA は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 4 月 9 日付官報及び同日付けで開始した電子公告にて、債権者に対して本件分割についての異議申述の公告をしましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号及び第 201 号第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

会社法第 797 条の規定による株式買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

C o o p e l 社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 4 月 9 日付官報にて、債権者に対して本件分割についての異議申述の公告し、かつ、同日付で債権者に対し個別の催告をしましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号及び第 201 号第 4 号）

C o o p e l 社は、効力発生日である 2024 年 6 月 3 日をもって、DeNA より、本件契約に従い DeNA が「Coopel」の名称で運営する RPA 事業に関する権利義務を承継いたしました。その概算は以下のとおりです。

承継資産の額（概算）： 2 百万円

承継負債の額（概算）： 6 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号および第 201 条第 5 号）

本件分割による DeNA 及び C o o p e 1 社の変更登記申請は、2024 年 6 月 10 日に行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号および第 201 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上